

2. 雑用水規制の緩和について

1. 概要

工業用水道による工業の用以外の用途（飲用を除く。）への水の供給については、「工業用水道からの雑用水供給について」（8立施設第4号）により、供給条件を限定するとともに、事前届出等の義務を課している。

2. 政策的意義

本制度の導入時（昭和48年）における、政策的意義は以下のとおり。

- ・ 地盤沈下対策（工業用以外の用途の水の地下水からの水源転換）
- ・ 投資効率の向上（雑用水単独の施設建設に比べ経済的）
- ・ 水資源の有効活用（高度経済成長による生活用水の不足が深刻化）
- ・ 地域振興への貢献（雑用水の豊富低廉な供給）
- ・ 経営健全化への貢献（施設の余剰能力の有効活用）

生活用水の不足状態は解消されているものの、上記の政策的意義は、現在においても変わらないと考えられる。

3. 現状における問題点

工業用水の需要が漸減し、施設能力と水需要の乖離が拡大してきている中、雑用水供給を拡大したいと考えている工業用水道事業者にとっては、通達に規定されている供給条件（供給区域、供給対象、料金等）や事前届出等の手続きが雑用水供給の支障となっていると考えられる。

4. 今後の施策の方向性

雑用水供給に係る河川法上の取扱い（水利権）、補助金適正化法との関係から一定の制限は引き続き必要と考えられるが、供給条件や手続きにおいて、例えば、料金や供給区域の制限の緩和、供給能力の10%以下の場合の届出の廃止等を検討していくこととする。

雑用水規制について

【雑用水について】

雑用水とは、明確な定義付けはされていないが、国土交通省河川局水利調整室監修の水利権実務ハンドブックでは、水利権の使用目的でかんがい用水、水道用水、工業用水、発電用水以外のものをいうとされている。

その中でも、工業用水道からの雑用水は、平成8年5月1日付け「工業用水道からの雑用水供給について（8立施設第4号）」で、工業用以外の用途の水（ただし、人の飲用に適する水として供給するものを除く。）と定義しており、この通達に基づき雑用水供給を規制している。

なお、工業用水道からの供給であっても、雑用水供給は工業以外に対する供給であるため、工業用水道事業法の適用外である。

【規制の概要】

工業用水道事業者は、工業用水道に余剰が生じている場合、給水能力の10%の範囲内で雑用水を供給しても差し支えないとしている。ただし、その際は事前に届出書の提出を義務付けている。また、10%を超える場合であっても、給水開始後5年以上経過し、工業用水道の供給能力になお相当の余剰が生じている場合においては、産業施設課長の了承を得ることで供給することができるとしている。

供給区域、料金その他の雑用水供給の条件は工業用水に準ずるものとし、供給対象も以下の4用件のうち1つを満たすこととされている。

- ① 公共施設等であって、地域の開発振興に資する施設（例えば、下水処理場、し尿処理場、ごみ焼却場等）
- ② 地盤沈下対策等のため地下水から水源転換を余儀なくされる施設（施設としては多数考えられるが、特にビルの冷暖房施設が主要な対象になると考えられる。）
- ③ 産業の健全な発達に資する施設（例えば、操車場等の洗車用水、流通団地における用水施設等が考えられる。）
- ④ 地域環境と調和を図るため、工業用水道から供給することが適切な施設（例えば、浄水場等に隣接する公園などが考えられる。）

なお、雑用水供給は暫定的なものと位置付けられており、将来において工業用水供給の申込みを受けた場合には、工業用水を優先的に供給するものとしている。

工業用水道からの雑用水供給について

8 立施設第 4 号

平成 8 年 5 月 1 日

通商産業省環境立地局

産業施設課長

上記の件については、昭和 5 4 年 1 0 月 2 4 日付け 5 4 立工水第 3 3 号（以下「旧通達」という。）に基づき運用してきましたが、本日から下記のとおり取り扱うこととしましたので、通知します。

本通達は、当課への書類提出等の手続きが必要な場合を明確化するとともに、当課において雑用水供給の実態を把握できるよう所要の措置を講じたものであり、雑用水供給の条件等については旧通達の内容を変更するものではありません。

なお、旧通達にもあるように、本通達に基づく措置は暫定的なものであり、雑用水供給の状況等を見定めながら前向きの方角で今後更に制度的検討を続けることとしています。

記

1. 工業用水道事業者は、当該工業用水道に余剰が生じている場合、給水能力の 1 0 % の範囲内で工業用以外の用途の水（ただし、人の飲用に適する水として供給するものを除く。以下「雑用水」という。）を供給しても差し支えない。

その際、雑用水供給を行おうとする（供給先数又は供給量を変更しようとする場合を含み、第 2 項の規程に基づく了承を受けようとする場合を除く。）者は、様式第 1 号による計画書及び様式第 2 号による供給先一覧表を、通商産業局を經由して、通商産業省環境立地局産業施設課長に提出しなければならない。

2. 給水開始後 5 年以上経過している工業用水道であって、工業用水の使用合理化により、あるいは工場の立地が当初の計画通り進まないため、当該給水区域における工業用水の需要量が減少し、工業用水道の給水能力になお相当の余剰を生じている場合においては、

10%を超えて供給することができる。

この場合、雑用水を給水能力の10%を超えて供給しようとする（既に10%を超えて供給している者が、供給先数の追加又は供給量の増量をしようとする場合を含む。）者は、通商産業省環境立地局産業施設課長の下承を受けなければならない。

その際、下承を受けようとする者は、様式第3号による申請書に様式第1号による計画書及び様式第2号による供給先一覧表を添付し、通商産業局を経由して、通商産業省環境立地局産業施設課長に提出しなければならない。

3. 雑用水の供給区域は、工業用水の給水区域に準ずることとするが、供給対象は、当面以下のような要件の一を満たすものとする。

- ① 公共施設等であって、地域の開発振興に資する施設（例えば、下水処理場、し尿処理場、ゴミ焼却場等）
- ② 地盤沈下対策等のため地下水から水源転換を余儀なくされる施設（施設としては多数考えられるが、特にビルの冷暖房施設が主要な対象となると考えられる。）
- ③ 産業の健全な発達に資する施設（例えば、操車場等の洗車用水、流通団地における用水施設等が考えられる。）
- ④ 地域環境と調和を図るため、工業用水道から供給することが適当な施設（例えば、浄水場に隣接する公園などが考えられる。）

4. 料金その他の雑用水供給の条件は、工業用水のそれに準ずるものとする。

5. 雑用水を供給するためだけに必要な施設の建設費用は、工業用水道事業費補助金交付の対象外とする。

6. 雑用水供給は暫定的なものなので、将来において工業用水供給の申込みを受けた場合は、工業用水を優先的に供給するものとする。

雑用水供給計画書

(事業名)			(事業主体名)			
給水能力 (A)			m ³ /日		(給水開始年月日)	
工業用水 の現状	契約水量 (B)		m ³ /日		給水先数	
	余裕水量 (A - B)		m ³ /日			
雑用水の 現状 (変更前)	契約水量 (C)		m ³ /日		給水能力に対する比率 (C ÷ A) × 100	
	供給先数		%			
今 回 の 提 出 分	供給先の 名 称	供給先の 所 在 地	変更又は 供給開始日	契約水量 (m ³ /日)		雑用水の 用 途
				変更前	変更後 又は新規	
	計			(D)	(E)	
	契約水量 (C - D + E = F)			m ³ /日		給水能力に対する比率 (F ÷ A) × 100
料 金	工業用水	基本料金	円/m ³		超過料金	円/m ³
	雑用水	基本料金	円/m ³		超過料金	円/m ³

雑用水供給先一覧表

(年 月 日現在)

(事業名)			(給水能力) m³ / 日			
(担当者名) (所属名)			(TEL) (FAX)			
番号	供給先名 (注)	業 種	契約水量 (m ³ / 日)	用 途		供給開始 年 月 日
				主たる用途	従たる用途	
計						

(注) すべての供給先について記入すること。(今回提出分を含む。)

様式第 3 号

番 号

年 月 日

経済産業省経済産業政策局

産業施設課長 あて

代表者の役職及び氏名 印

雑用水供給に関する了承申請書

〇〇工業用水道事業に係る上記の件について、別紙のとおり計画書及び供給先一覧表を添えて申請します。